

## 意 見

大阪府地域整備事業会計は平成 23 年度末をもって廃止され、一般会計に移行されることとなった。会計廃止に伴い、主として相続税評価額に基づいて未処分地（完成造成資産）について時価評価を行い、評価損 393 億円を特別損失に計上している。

平成 23 年度末りんくうタウン及び阪南スカイタウンの評価損計上額

(単位：百万円)

資産の種類	帳簿価額	評価額	評価損計上額
りんくうタウン	22,152	15,155	6,996
阪南スカイタウン	40,518	8,178	32,340

注：評価額は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の例により平成 23 年 1 月 1 日現在の相続税路線価等を基準に算出した場合の評価額

会計廃止に伴い、公債残高 471 億円と同額の減債基金を積み立てているが、その財源確保のため一般会計からの補助金として 305 億円を受け入れている。一般会計においてはこのため 233 億円の第三セクター等改革推進債を発行している。

また、平成 23 年 4 月に民事再生手続の開始決定がなされ、平成 24 年 2 月 22 日に解散したりんくう国際物流株式会社への長期貸付金等の債権放棄額及び出資金の減失額について特別損失が 40 億円計上されている。

上記の特別損失に、以前から継続して損失を計上しているりんくうタウン及び阪南スカイタウンにおける土地売却損失 87 億円を合わせ、平成 23 年度の当年度純損失は 539 億円となっている。

当期においては土地の定期借地契約が昨年度より進み、主にまちづくり会計への会計移管による土地の売却収入が 34 億円、昨年度より 23 億円多く計上されているが、その一方で昨年度より土地売却損失が 58 億円多く計上される結果となっている。

一方、大阪府まちづくり促進事業会計は、平成 23 年度において 5 億円の当年度純利益を計上している。同会計は、平成 20 年度から停止されていた一般会計からの政策補助金が平成 23 年度については復活し 5 億円の補助金収入があったことにより、利益が計上される結果となっている（前期は 5,000 万円の当年度純損失）。事業用定期借地の貸付事業のみを行っているため、巨額の利益や損失が発生することは想定されていない仕組みとなっている。しかし、定期借地期間満了後に、移管価格以上での土地売却を実現することが、土地移管代金を支払うために起債した企業債（平成 23 年度末 1,140 億円）の償還の前提となっているにもかかわらず、現状の経済環境及び時価からは、この前提に疑義が生じていると言わざるを得ない。

(参考)平成 23 年度末有形固定資産 (土地) 明細

(単位：百万円)

資産の種類	帳簿価額	(参考)評価額
二色の浜	13,206	8,315
りんくうタウン	97,407	62,276
阪南スカイタウン	3,459	1,966
計	114,072	72,557

注：評価額は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の例により平成 23 年 1 月 1 日現在の相続税路線価等を基準に算出した場合の評価額

今回の地域整備事業会計廃止に伴う一般会計からの補助金受入のように、まちづくり会計に一般会計から多額の資金を投入する必要が生じないよう定期借地期間が満了する平成 35 年以降には売却が実現できるように取り組まれない。